

通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明書

(令和7年2月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：花のまる Tel 03 - 5970 - 4337 担当：生活相談員 大澤

受付時間 月・水・金・土曜日 8時30分から17時30分まで

※ 提供サービスの内容等についてご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業所名 花のまる 通所型サービス事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	花のまる
所在地	東京都板橋区志村3丁目26番15号
介護保険指定番号	第1号通所事業（東京都 1371907567号）
サービス提供地域	板橋区

(2) 事業所の設備の概要

食堂、機能訓練室	静養室	相談室	浴室	送迎車
30.7㎡	食堂、機能訓練室内	2階	1階	ホンダ

(3) 事業所の職員体制

職員名	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名	0名	1名
生活相談員	生活相談員は、指定通所介護の利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。	1名以上	1名以上	2名以上
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。	0名	3名以上	3名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。	0名	1名	1名

(4) 営業時間 月・水・金・土曜日 8時45分から17時30分まで

(5) サービス提供時間 月・水・金・土曜日 8時45分から17時00分まで

3 サービス内容

I 食事及び介助に関すること

バランスの取れた食事を提供することにより健康維持の一環として頂き、利用者にあった調理方法の工夫をいたします。食事の準備、配膳、下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

II 生活相談に関すること

ご利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

III 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な援助及びサービス提供を行います。排泄に関する介助移乗、移動に関する介助・その他必要な身体介護

IV 養護に関すること

施設を利用中に精神的及び、身体的に安らかに過ごせる様な配慮を行います。

V 家族に関すること

家族同士の交流にて、お互いを理解し共感できる場を提供します・介護従事者と家族の交流会にて施設での様子、家族からのニーズ等の情報交換を行い、相談及び援助を行います。

VI 健康に関すること

健康上の相談に関して、利用者家族への指導及び助言を行います。

施設到着後、落ち着いた時点で、血圧測定、問診視診により一般状態の確認を行います。施設にて異常が認められた場合は、状況に応じて安静の確保を行い対応を致します。緊急の際は、家族又は、緊急連絡先に連絡すると共に速やかに主治医に連絡取る等必要な措置を講じます

VII アクティビティサービスに関すること

ご利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送る事が出来るようアクティビティサービスの実施を行います・活動を通し仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持向上、自信の回復や情緒安定を図る・レクリエーション・行事的活動・音楽活動・体操等・創作活動

VIII 衛生に関すること

食中毒及び感染症の予防を行う・手洗い、うがい等援助及び介助・口腔ケアの援助及び介助、爪きりの援助及び介助・空調設備等により、施設内の適温の確保に努める

IX 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

X その他必要な介護等

4 料 金 <別紙 利用料金> ご参照下さい。

5 当施設の通所介護サービスの特徴

6 事業の目的

株式会社こねこのてが開設する「花のまる」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（総合支援事業）及び指定介護予防通所介護の事業（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を保護するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（1）運営の方針

要介護状態の利用者心身の特徴を踏まえて、一人ひとりがその人らしく生き生きと充実した質の高い在宅介護を住み慣れた地域で安心して送り続けることが出来るように援助する。同時に介護するご家族の介護の支えの1つとして地域に根ざしたサービスを行えるようにする。又、日々の活動行事に多くの創意工夫を盛り込んで「いつも新鮮な気持ちで1日1日がすごせる」「当たり前の生活あたり前の生活感覚」「心の安らぎを与えられる場所」にこだわっていけるような事業内容にする。そして、枠にとらわれず自由な発想を持ち臨機応変に対応できるように努める。

（2）サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の実施の有無	○	相談に応じます
従業員の研修の実施	○	施設内・外研修を行います
サービスマニュアルの作成	○	
緊急時対応マニュアルの作成	○	

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

次に担当の居宅介護支援専門員に連絡をして頂き、当社の通所介護サービスを利用したい旨を伝えて下さい。ご利用者様及び居宅介護支援専門員よりサービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するに当たり、利用者の方で契約している居宅介護支援事業所がある場合は、事前に同所の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

I お客様の都合でサービスを終了する場合、サービスの希望する1週間前までに文書でお申し出ください

II 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等をやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

III 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合、事業者側が行った場合も同様です。

IV 次の事由に該当した場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護判定区分が、非該当（自立）及び総合事業対象者と判定された場合。（この場合、条件を変更して再度契約する事が出来ます。）
- ・お客様がお亡くなりになった場合

(3) サービスに当たっての留意事項

I 体調確認について

- ・風邪、病気等の際は、サービス提供をお断りする事があります。
- 著しい体力低下及び医療処置を必要とする方はご利用できません。
- ・ 当施設は医療関係ではありませんので医療的処置は出来ません

II 体調不良等によるサービスの中止、変更について

- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は、中止することがあります。

III 食事キャンセルについて

- ・原則的には、ご利用の前日の午後5時までにご連絡ください。
- 尚、当日のご連絡の場合は、昼食費(おやつ含む)900円の負担を頂きます。

IV 感染症について

- ・ご利用以前及び以後に感染症の疑いのある方は完治されるまでご利用できません。なお、基本的には医師の証明書が必要になります。

V その他について

- ・他の利用者及び介護従事者に暴言、暴力行為のある方はご利用を中止する場合があります
- ・ご持参されるものには必ずご氏名の明記をお願いします。
- ・金品、現金、品物の紛失等の責任は負いかねますので貴重品はお持ちにならないで下さい
- ・その他契約内容に反する時は、利用を中止及び解約させていただきます。

7 緊急の対応方法

- I サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	病 院 名	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

8 非常災害対策

- | | |
|----------|----------------------------|
| I 火災時の対応 | 迅速かつ冷静に行動し、利用者の安全に努める |
| II 防災設備 | 消火器、避難誘導等 |
| III 防災訓練 | 年 2 回の避難訓練、消火活動（ 体制・手順別紙 ） |
| IV 防火責任者 | 後藤 輝行 |

9 事故処理

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

10 サービスに関する苦情

通所型サービスに関する相談、苦情は当社または下記の区の相談窓口等に伝える事が出来ます。

連絡先	苦情対応窓口	担当者（課）	住所	連絡先
花のまる		管理者 大澤 明	〒174-0056 東京都板橋区志村3-26-15	TEL 03-5970-4337
板橋区役所	介護保険苦情相談室		〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1	TEL 03-3579-2079

11 苦情対応の体制

利用者からの相談又は苦情等に関する窓口及び担当者は以下のとおりです。

連絡先 03－5970－4337 受付時間 9時～17時 担当 大澤

① 苦情の受付

担当者はご利用者からの苦情を受け付け、内容を書面に記録し苦情申出人に確認します。投書など匿名の苦情については、担当者全員で話し合い、必要な対応を行います。

② 苦情の解決に向けて

受付担当者は苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

12 第三者評価の実施状況

未実施（令和5年7月1日現在）

令和 年 月 日

通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得て、交付しました。

【事業者】

〈事業者名〉 花のまる
 〈事業所番号〉 東京都指定番号 1371907567号
 〈所在地〉 東京都板橋区志村3丁目26番15号
 〈代表者名〉 株式会社こねこのて 代表取締役 後藤 輝行 ㊞

説明者 氏 名 印

私は、本書面により、事業者から通所型サービスについて重要事項の説明を受け、
同意をし、交付を受けました。

【利用者】

住所 下

氏 名 印

【代理人】 私は本人の意思を確認し署名代行しました。

利用者との関係

住所 ㊦

氏 名 _____ (印)

(1) 通所型サービス介護費用 【板橋区】

法定代理受領の場合は下記金額の1割または3割

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

サービス区分	利用時間	利用対象者	単位数	1割	2割	3割
通所型サービスⅠ (週1回程度の利用)	5時間以上 ／回	要支援1 要支援2	1,798単位 ／月	¥1960	¥3920	¥5880
通所型サービスⅡ (週2回程度の利用)	5時間以上 ／回	要支援2	3,621単位 ／月	¥3947	¥7894	¥11841

※ 送迎、入浴に係る経費を含んでいます。

(2) 生活援助通所サービス(一体型)

サービス区分	利用時間	利用対象者	単位数	1割	2割	3割
(区)通所型サービスⅠ・A型 (週1回程度の利用)	3時間以上 5時間未満／回	要支援1 要支援2	1513単位 ／月	¥1650	¥3299	¥4948
(区)通所型サービスⅡ・A型 (週2回程度の利用)	3時間以上 5時間未満／回	要支援2	3106単位 ／月	¥3386	¥6772	¥10157

※ 送迎に係る経費を含んでいます。入浴に係る経費は別途必要となります。

(3) 加算(処遇改善を除く)

生活援助通所サービス(一体型)を利用する場合のみ

加算区分	単位数	1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位／月	¥44	¥88	¥131

(4)加算(処遇改善)

介護職員処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、介護報酬の一割負担としての利用者負担として発生するものです。

ただし、区分支給限度基準額の算定には、含まれません。

サービス区分	利用対象者	単位数	1割	2割	3割
介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	通所型サービスⅠ	156 単位／月	¥171	¥341	¥511
	通所型サービスⅡ	302 単位／月	¥330	¥659	¥988
	(区)通所型サービスⅠ・A型・ 処遇改善加算Ⅲ	133 単位／月	¥145	¥290	¥435
	(区)通所型サービスⅡ・A型・ 処遇改善加算Ⅲ	260 単位／月	¥284	¥567	¥851

※ 介護職員処遇改善加算については、区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(5)介護保険適用外費用

昼食代	1食 750円	
おやつ代	1食 150円	
レクリエーション材料費	実費	現在、頂いておりません
オムツ	1枚 180 円・パット 1 枚 65 円	持参可(無料です)

(5)キャンセル料

ご利用者さまのご都合でサービスを中止する場合下記のキャンセル料を頂きます。

キャンセルの場合は至急ご連絡下さい。

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 当日連絡がなかった場合	当該基本料金の100%
③ 総合支援事業対象の利用者	対象外

※ ① 以外の場合、基本的に別途昼食代(おやつ代含む)900円は請求させていただきます。

※ 区で申請、交付された軽減確認証を提示頂いた方の料金は異なりますので、詳しくは介護支援専門員または当事業所のサービス提供責任者にお問い合わせください。